

平成30年度音更町簡易水道事業特別会計予算

平成30年度音更町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 506,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、240,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		432
	1 負担金	432
2 使用料及び手数料		72,524
	1 使用料	72,300
	2 手数料	224
3 繰入金		188,544
	1 繰入金	188,544
4 諸収入		3,500
	1 雑収入	3,500
5 町債		241,000
	1 町債	241,000
歳入	合計	506,000

歳出

款	項	金額
1 簡易水道費		325,493
	1 簡易水道費	325,493
2 公債費		180,407
	1 公債費	180,407
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	506,000

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道施設整備事業	217,000	証書借入	4%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率〕	政府資金及び機構資金はその融通条件により、銀行その他の資金はその債権者との協定による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
道営畑地帯総合整備事業	24,000			
合 計	241,000			